

事務連絡
令和5年6月23日

各事業所管理者様

みよし広域連合介護保険センター所長
(公印省略)

令和5年6月22日付事務連絡「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスの併用について」の訂正について（通知）

日頃は、介護保険行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年6月22日付事務連絡「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスの併用について」に誤りがありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、別紙のとおり訂正いたします。

みよし広域連合介護保険センター
担当 地域支援係 松下
TEL0883-76-0030 FAX0883-76-0033

総合事業の利用回数について

【訪問型】

訪問型 サービス	従前相当 (介護予防訪問介護相当サービス)			訪問型サービスA		
	週1回程度	週2回程度	週3回程度	週1回程度	週2回程度	週3回
	月4回まで	月5～8回まで	月9～12回まで	月4回まで	月5～8回まで	
事業対象者	○	○	○	○	○	×
要支援1	○	○	×	○	○	×
要支援2	○	○	○	○	○	×

○従前相当と訪問型サービスAを併用する場合

利用回数の合計が従前相当の利用上限を超えないこと

- ・事業対象者 … 従前相当+訪問型サービスA 週3回程度まで
- ・要支援1 … 従前相当+訪問型サービスA 週2回程度まで
- ・要支援2 … 従前相当+訪問型サービスA 週3回程度まで

※介護報酬の請求に当たっては、従前相当と訪問型サービスAは個別に請求します

【通所型】

通所型 サービス	従前相当 (介護予防通所介護相当サービス)		通所型サービスA	
	週1回程度	週2回程度	週1回程度	週2回程度
	月4回まで	月5～8回まで	月4回まで	月5～8回まで
事業対象者	○	○	○	○
要支援1	○	×	○	×
要支援2	○	○	○	○

○従前相当と通所型サービスAは併用できません

※訪問型と通所型の併用については、利用回数の上限は個別に適用
(訪問型で週1～3回程度利用+通所型で週1～2回程度利用が可能)